

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	平和紙業株式会社	コード	9929
提出日	2026/5/29	異動（予定）日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	2026年6月25日に開催予定の定時株主総会において、取締役選任議案が付議され、柴田貢氏が社外取締役として再任予定であり、松岡幸秀氏および原浩之氏が社外監査役から監査等委員である社外取締役へ変更予定のため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	柴田 貢	社外取締役	○														○		有
2	松岡 幸秀	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	原 浩之	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
4																			
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社の経営に長年携われ、その豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを踏まえ、中立・公正・客観的な立場から、当社経営に対する助言や他業界の動向に関する情報提供、業務執行の監督等について十分にその職責を果たしていただけるものと判断し、当社の社外取締役に選任しております。また、同氏は当社経営陣と独立した地位を有し、当社との主要な取引関係がないため、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、独立役員に指定します。
2		松岡幸秀氏は、有限責任監査法人トーマツにおいて長年にわたり業務に従事された後、現在は松岡公認会計士事務所の代表を務めております。同氏は、公認会計士および税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査・監督体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏は当社経営陣と独立した地位を有し、当社との主要な取引関係がないため、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、独立役員に指定します。
3		原浩之氏は、有限責任監査法人トーマツおよびデロイトトーマツ税理士法人において長年にわたり業務に従事された後、現在は原浩之公認会計士・税理士事務所の代表を務めております。同氏は、公認会計士および税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査・監督体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏は当社経営陣と独立した地位を有し、当社との主要な取引関係がないため、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、独立役員に指定します。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。